

「島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具」の登録有形民俗文化財への登録について

令和6年1月19日に開催された国の文化審議会は、松江市に所在する「島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具」を登録有形民俗文化財へ登録するよう文部科学大臣に答申しました。

登録有形民俗文化財の概要

- 1) 名称： 島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具
- 2) 員数： 1, 598点
- 3) 所在地： ① 島根半島沿岸の漁撈用具（905点）
島根歴史民俗資料館（松江市島根町野波 2048）
② 宍道湖・中海の漁撈用具（宍道湖642点、中海51点）
松江市宍道菟古館（松江市宍道町宍道 1715-2）
- 4) 所有者： 松江市
- 5) 内容： 本件は、松江市が所有する漁撈用具の収集で、リアス海岸が発達した島根半島北部の沿岸地域と半島南部にある汽水湖の宍道湖、中海において、魚介類の捕獲に使用された用具である。島根半島の沿岸は、複雑に入り込んだ海岸地形のため、小型の木造船を使ったイカやブリなどの一本釣漁や磯漁、網漁などが盛んに行われ、一方、宍道湖では、シジミ漁、中海では、ソリコ舟と呼ばれる刳舟形式の木造船によるアカガイ（サルボウガイ）漁などが主に行われてきた。

本収集は、日本海と汽水湖の広い範囲を漁場として営まれてきたこの地域の漁撈用具が網羅的に収集されており、出雲地方沿岸部における生業や漁撈活動を伝える資料群として注目される。

島根半島沿岸の漁撈用具



宍道湖の漁撈用具



中海の漁撈用具

